

【書評】

水嶋英治, 谷口知司, 逸村裕編著『デジタルアーカイブの資料基盤と開発技法：記録遺産学への視点』晃洋書房, 2016, 235p.

本書は、デジタルアーカイブを「記録遺産」として捉え直した点を特徴とし、基礎編、理論・実技編、事例編からなる(全12章)。本書によれば、記録遺産とは、記録的性格を有する文化的・歴史的資料であり、記録的価値を有する文化遺産である。文字や記号などで記されていればすべて記録遺産になるかという点、そうではない。記録(証拠)資料に基づき考証・傍証可能なドキュメンテーション価値を有する遺産が記録遺産である。

第1章「記録を創り、記録を残す」は、“多様な文化資源をデジタル化したコンテンツ全体”(p.6)というデジタルアーカイブの定義を引きつつ、デジタル技術を用いて記録に残す行為であり、かつ、記録者が記録を創る行為であるところにデジタルアーカイブ化の本質があると指摘する。そして、後者に関して次のように注意喚起をしている。すなわち、住民参加型のデジタルアーカイブ運動が近年活発化しているが、自分たちの思い入れ(思い込み)と事実(史実)が混同され、真正性・正確性に欠ける情報が公開されてはならない。“あるがままの姿を、あるがままにデジタル化(撮影やスキャン)することを基本とし、それを保存の哲学と銘記したい”(p.8)とも述べている。また、機関や組織のデジタルアーカイブ化作業は思いつきなどで変更されたり、予算状況や気まぐれによって中止されてもならない。一定の規則に従いながら対象資料を記述し、統一的・体系的に蓄積していくことが望まれる。

デジタルアーカイブ化の対象は森羅万象様々である。これまで十分に記録して残されてこなかった職人の「技」や「暗黙知」、失われつつある民族技術など、無形の伝統的文化遺産にもデジタル化の対象は拡大されている。また、既存の古文書類や過去の目録情報、過去の貴重な画像などを遡及的にデジタルアーカイブ化する場合もある。過去を発掘し、世に知られていなかった過去の事実を今日に伝えることになる。その際に考えておかなければならないことは、今日、誰が、どのように記録

化したのかなどの、記録の記録であると本章は主張している。この点も、記録者が記録を創る行為であることがデジタルアーカイブ化の本質のひとつであるという、本章の上記の立場から導き出されるものだと言える。本章はさらに、石造文化財(弘道館記念碑)の事例を詳細に検討している。

第2章「記録を活かし、記録を循環させる」は、近代から20世紀半ば過ぎまでの学術情報をめぐる動向、日本における1960年代以降の大学図書館業務の機械化、1990年代からの電子図書館的機能の拡充、機関リポジトリの登場と展開などについて述べている。デジタル情報資源の全体像の把握の困難さや、アナログ資料の廃棄・劣化に対するデジタル化対応などの課題を最後に提示している。各論点に関する文献も本文中で複数紹介しており、学術情報のデジタル化に関する展開について俯瞰するのに有用である。

第3章「デジタル情報記録管理と開発のための人材養成」は、デジタル情報記録管理(デジタルアーカイブ開発のための一連のプロセス)の概念を検討したうえで、人材養成や資格のあり方を提示している。すなわち、デジタル情報記録管理を担う人材が学ぶべき事項や、現職の学芸員、司書、アーキビストへの再教育・継続的専門教育の必要性を主張している。さらに、デジタル情報記録管理のなかで、例えば撮影やスキャンなどの、より限定的・専門的な能力を有する技術者としての「デジタル情報記録技術者」や、地域社会におけるデジタル情報記録管理にかかわる人材である「地域資料情報記録管理士」の資格を紹介しつつ、人材養成について議論している。

第4章からは「理論・実技編」である。同章「デジタルおよび情報記録(取得)の基礎」は、ビットやバイト、A/D変換(アナログからデジタルへの変換)、音のデジタル表現、画像のデジタル表現(ピクセルやRGBなど)、解像度、画素数、文字コード、デジタルファイルの種類と特性、圧縮、ディスプレイの規格、写真撮影の基礎および応用的知識など、デジタル情報記録管理に必要な基礎知識を取り上げている。図書館やその類縁機関に勤める人が、デジタルアーカイブ関連の業務を担当することになったものの、文系学部出身で技術に疎く困っている、というケースはありうる。そ

のような場合、本章が導入やヒントとして活用できる。次章以降の理解の助けにもなる章である。

第5章「デジタルアーカイブの著作権処理」は、権利処理の実務における基礎を解説している。対象として想定されているのは主に映像である。映像は一般に、それ自体が著作物であると同時に、そのなかに多数の著作物などの権利が含まれている。映像を利用する際、権利者すべてから許諾を得るなどしなければならない。権利処理作業には、コンテンツ中の権利の洗い出し、権利者の許諾を得るための交渉、権利状況や交渉経緯の記録という三本柱がある。順を追ってそれらを解説する本章を読むことで、権利処理の基本が分かる。

第6章「古文書、稀覯書の撮影」は、デジタルアーカイブ作成のための和書古文書や洋書稀覯書の撮影について述べている。古文書や稀覯書は、テキストの内容だけでなく、書物そのものの外観にも歴史的価値がある。また、経年劣化により、ほとんどの場合脆弱になっている。よって、専門的な書誌学的研究、美術史的研究に応えられる高品質な画像の確保と、資料への特別な配慮が撮影には必要になる。以上を前提とし、撮影の際の古文書や貴重書の扱い方、撮影機材、撮影手順、撮影画像の整理と保存などについて本章は解説している。本章で特筆すべきは、撮影業務は専門業者へ外注することが多いが、打ち合わせのコストがかさむ、研究機関の側で撮影技術の蓄積が行われないといった問題を挙げ、資料に精通しているデジタルアーカイブ制作者や研究者自身が可能なかぎり撮影にかかわることを推奨している点である。

第7章「古文書等の複写撮影の方法(平面資料、真俯瞰撮影)」は、冊子、卷子、一紙ものなどの古文書の真俯瞰撮影について説明している。“撮影にあたり留意しなければならない一般的な事項は次のとおりである。第6章と重複する部分もあるが、本章のみを参照する場合もあると考え記載する”(p. 144)とある。そのような読者はたしかにいるかもしれないし、第6章が古文書などの撮影の総論、本章が平面資料の真俯瞰撮影、次の第8章が立体物の撮影という体系的な構成を意図したのかもしれない。だとしても、内容の重複がある以上、第6章と本章はまとめてひとつの肉厚な章にした方が読者にとって便利だったかもしれない。

本章の内容自体は、冊子本の撮影の際にはできるだけ綴じ目に力がかからないようにする、卷子本の場合は、肩幅より広げない、軸木などが撮影台から転げ落ちないようにする、一紙もの場合は、包紙や封紙も撮影し、文字がある場合は裏表とも撮影するといった、古文書類を撮影する際の形状別の留意点を多数紹介するなど、興味深い。

第8章「文化財撮影に必要な技術要件(立体物)」は、デジタルカメラでの立体物の撮影を扱っている。撮影によって、幅、奥行き、高さのあるものを二次元化することになる。被写体が立体物であることを、画像やプリントなどの平面上で、見る者に認識させることができなければならない。そのために、アングルで奥行きを、照明で明暗をつけ、立体感を表現する。また、実物と写真には隔たりがあるため、写真を見る人の誤解を招かないようにせねばならない。そのためには、資料に関する情報記録(目録や資料カードからの情報の記録)と撮影記録(作業環境、撮影機材、撮影手法など)が重要となることも指摘している。そのうえで機材や撮影の技術的な面について解説している。

第9章から第12章までは「事例編」である。字数の都合上、手短な評にとどめるが、渋沢栄一記念財団の「実業史錦絵絵引」、科学館における無形資料(数学や物理学、化学の現象や事象など)の保存、オーシマ・スタジオの事例、龍谷大学図書館の「貴重資料画像データベース 龍谷蔵」という興味深い事例や、各現場の知見を紹介している。

『デジタルアーカイブの構築と技法』(2014年)が同じ版元からすでに出版されているが、冒頭で述べた通り本書は、デジタルアーカイブを「記録遺産」として捉え直した点を特徴とする。しかし、各章のテーマや内容に似た部分が両書には多くあり、両書の役割の違いをどう理解すればよいか、迷う点が率直に言っている。とは言え、本書を通読することによって、デジタルアーカイブの基礎や実務、事例を学ぶことができる。“デジタルアーカイブ業界は発展途上であり、資料の取り扱いとデジタル化技術の双方に長けた人材が不足している”(p. 232)という発言が事例編にあるが、人材育成のための教科書としても有用な一冊だろう。